

## 参考資料 4

### 長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例

〔令和5年3月1日可決  
令和5年3月20日公布 条例第15号  
令和5年4月1日施行〕

長野県は、雄大な山々に囲まれ、古くより東西を結ぶ交通の要衝として宿場や城下を中心に発展し、それぞれの地域では、豊かな自然や歴史ある風土を生かして、先人たちのたゆまぬ努力と研さんによって、美しい伝統的工芸品が生産してきた。

匠の技と心が息づく伝統的工芸品は、地域の資源と先人たちから受け継がれた知恵や技術の積み重ねであり、伝統的な美しさや潤いとともに、日常生活品として優れた実用性を兼ね備え、今もなお各地の生活にぬくもりを与え、文化に彩りを与えていている。

しかしながら、近年、生活様式の変化や大量生産品の普及により、伝統的工芸品の需要が減少し、担い手の確保や後継者の育成が困難となり、産業としての存続が危ぶまれかねない状況となっている。

このため、世代を超えて人々の暮らしの中で輝き続けて欲しいという職人たちと県民の希望が込められた伝統的工芸品を未来につなぐ環境をつくり、先人たちが築き上げてきた伝統的な技術等によって地域経済や地域の多様な文化の発展に貢献してきた伝統的工芸品産業を振興していくことを目的とした取組が求められている。

このような認識に基づき、県民の暮らしに豊かさをもたらすとともに、県内経済の発展に大きく寄与している伝統的工芸品産業の振興に向け、県、市町村、事業者及び県民が一体となって実効性ある施策を強力に推進するため、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、伝統的工芸品産業の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに伝統的工芸品産業に関する事業者（以下「事業者」という。）及び県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、伝統的工芸品産業の振興のための施策を総合的に推進し、もって県民の豊かな暮らしの実現及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「伝統的工芸品」とは、伝統的な技術又は技法等を用いて県内で製造される工芸品であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定により経済産業大臣が指定した工芸品であること。
- (2) 第8条第1項の規定により知事が指定した工芸品であること。  
(基本理念)

第3条 伝統的工芸品産業の振興は、県、市町村、事業者及び関係団体の連携協力の下、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 伝統的工芸品の価値及び魅力を周知することにより、需要を拡大すること。
- (2) 伝統的な技術等を継承するとともに、次代の伝統的工芸品産業を担う人材を育成すること。
- (3) 伝統的な技術を新たな事業分野へ活用すること及び既存の事業分野において応用することにより、伝統的工芸品産業の新たなものづくりを推進すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、伝統的工芸品産業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

(市町村との連携等)

第5条 県は、伝統的工芸品産業の振興に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が実施する伝統的工芸品産業の振興に関する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、伝統的工芸品の価値及び魅力の積極的な発信並びに次代の伝統的工芸品産業を担う人材の確保及び育成に努めるとともに、受け継がれてきた匠の技と心を生かし新たなものづくりに取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、伝統的工芸品についての理解を深めるとともに、積極的な使用並びにその価値及び魅力の発信に努めるものとする。

(伝統的工芸品の指定等)

第8条 知事は、次の各号のいずれにも該当する工芸品を長野県知事指定伝統的工芸品として指定するものとする。

- (1) 主として日常の生活の用に供されるものであること。
  - (2) その製造過程の主要部分が手工業的であること。
  - (3) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
  - (4) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されることであること。
- 2 知事は、前項の規定による指定を行うときは、長野県伝統的工芸品産業振興審議会の意見を聴くものとする。
  - 3 第1項の規定による指定を受けた工芸品は、長野県知事指定伝統的工芸品

であることを表示することができる。

4 知事は、長野県知事指定伝統的工芸品としての指定を継続することが適当でないと認められるときは、長野県伝統的工芸品産業振興審議会の意見を聴いて、その指定を解除することができる。

(需要の拡大)

第9条 県は、伝統的工芸品の価値及び魅力を周知することにより、需要の拡大を図るため、関係団体等と連携し、広報の実施、販路の開拓、学習機会の提供等必要な支援を行うものとする。

(伝統的な技術等の継承)

第10条 県は、伝統的な技術等を継承するため、関係団体等と連携し、人材の確保、育成及び資質の向上等必要な支援を行うものとする。

(新たなものづくりの推進)

第11条 県は、伝統的な技術を新たな事業分野へ活用すること及び既存の事業分野において応用することによる伝統的工芸品産業の新たなものづくりを推進するため、関係団体等と連携し、新商品の開発等に対して、必要な支援を行うものとする。

(使用及び活用の促進)

第12条 県は、伝統的工芸品の使用及び活用の促進を図るため、その使用及び活用に努めるとともに、市町村及び県民等に情報提供を行うものとする。

(長野県伝統的工芸品産業振興審議会)

第13条 第8条第2項又は同条第4項の規定により意見を聽かれた事項その他の伝統的工芸品産業の振興に関する重要事項を調査審議するため、長野県伝統的工芸品産業振興審議会（以下この条において「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15名以内で組織する。

3 委員は、伝統的工芸品産業の振興に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(財政上の措置)

第14条 県は、伝統的工芸品産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の報告及び公表)

第15条 知事は、毎年、県が講じた伝統的工芸品産業の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に長野県伝統的工芸品指定要綱（昭和57年5月13日付け57工第30号商工部長通知）の規定に基づき指定されている工芸品は、第8条第1項の規定により指定された長野県知事指定伝統的工芸品とみなす。  
(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

「別表第3の3中 食と農業農村振興審議会の委員」を

「伝統的工芸品産業振興審議会の委員  
食と農業農村振興審議会の委員」に改める。」